

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

日ごろより市税につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

固定資産税は土地・家屋のほか事業用に所有している償却資産についても課税の対象となります。

地方税法第 383 条の規定により日光市内に償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日現在の資産状況を 1 月 31 日までに申告していただくことになっております。

つきましては、この「申告の手引き」をご覧ください、期限までに申告書の提出をお願いいたします。

申 告 期 限	令和 7 年 1 月 31 日（金） ※期限間近は窓口が大変混雑しますので、お早めに提出ください
提出先及び 問 合 せ 先	〒321-1292 栃木県日光市今市本町 1 番地 日光市役所 財務部 税務課 資産税係 TEL 0288-21-5114 FAX 0288-21-5128

も く じ

償却資産の申告について

1. 償却資産とは	1
2. 申告していただく方	1
3. 申告していただく資産	1
4. 提出していただく書類	6
5. 税額の計算方法	6
6. 国税との主な違いについて	8
7. 固定資産課税台帳の閲覧	9
8. 実地調査について	9
9. 提出期限	9
10. 提出先及び問い合わせ先	9
11. 申告書の記入例	10
12. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	12
13. 種類別明細書（減少資産用）の記入例	14

日 光 市

償却資産の申告について

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます。（地方税法第 341 条第 4 号<固定資産税に関する用語の意義>）

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

2. 申告していただく方

令和 7 年 1 月 1 日現在、日光市内で工場や商店を経営していたり、駐車場やアパートを貸したりしているなど、事業を営んでいる方です。

また、申告書が送られてきた方で償却資産を所有していない方、廃業・転出により日光市内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項を記入のうえ、提出してくださるようお願いいたします。

3. 申告していただく資産

令和 7 年 1 月 1 日現在、事業の用に供することができる資産です。

(1) 次のような資産も事業のために使用できる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- エ 償却済み資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）

(2) 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、償却資産（固定資産税）の対象になりませんので申告は不要です。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ※大型特殊自動車は申告が必要です。
- イ 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、鉱業権、漁業権、特許権等）
- ウ 繰延資産（創立費、開業費、試験研究費等）
- エ 商品、貯蔵品
- オ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告対象です）、立木、果樹
- カ 法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が 20 万円未満のもの（平成 20 年 4 月 1 日以後契約分）

(3) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資 産 の 種 類		主 な 償 却 資 産 の 例 示
1	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます。)等
3	船	モーターボート 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(分類番号が「0」、「00 から 09 及び 000 から 099」、「90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、構内運搬車、台車等 ※長さ4.7m 以下かつ幅 1.7m以下かつ高さ2.8m以下で最高時速 15km 以下のものは小型特殊自動車に該当及び農作業用トラクタについては、軽自動車税の課税対象となります。
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(4) 業種別の主な償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産と耐用年数を業種別に例示しますと、下の表のとおりです。

業 種 等	対象となる主な償却資産の内容
事 務 系	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、コピー機(5)、テレビ(5)、エアコン(6)、パソコン(サーバー用のものを除く)(4)、LAN 配線(10)、その他
喫 茶 ・ 飲 食 店	看板(10)、食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、レジスター(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、エアコン(6)、その他
理 ・ 美 容 室	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、レジスター(5)、サインポール(3)、エアコン(6)、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、レジスター(5)、エアコン(6)、その他
小 売 業	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6 または 8)、レジスター(5)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、エアコン(6)、看板(10)、ネオンサイン(3)、その他
食 肉 鮮 魚 販 売 業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉器(9)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6 または 8)、電子秤(5)、レジスター(5)、エアコン(6)、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)、舗装路面(10 または 15)、塗装ブース(15)、その他
金 属 加 工 業	受変電設備(15)、舗装路面(10 または 15)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、測定・検査工具(5)、その他
開 業 医	レントゲン危機(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)、その他
不 動 産 貸 付 業	舗装路面(10 または 15)、立体駐車場のターンテーブルおよび機械部分(10)、金属造の塀(15)、太陽光発電設備(17)、その他
パ チ ン コ 店	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、玉計数器(5)、島設備(5)、その他

() の中の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

(5) 少額の減価償却資産の取り扱い

少額資産とは、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したものをいいます。

○＝申告対象 ×＝申告対象外

	取 得 価 格	国 税 の 取 り 扱 い	固 定 資 産 税 (償 却 資 産) の 取 り 扱 い
個人の場合	10 万円未満	必 要 経 費	×
	10 万円以上	3 年間一括償却	×
	20 万円未満	減 価 償 却	○
	20 万円以上	減 価 償 却	○
法人の場合	10 万円未満	損 金 算 入	×
		3 年間一括償却	×
		減 価 償 却	○
	10 万円以上	3 年間一括償却	×
	20 万円未満	減 価 償 却	○
	20 万円以上	減 価 償 却	○

※租税特別措置法第 28 条の 2 または第 67 条の 5 の規定により、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産の合計額 300 万円までを損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

(6) リース資産と納税義務者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。

大きく分類すると下の表のとおりです。

○＝申告対象 ×＝申告対象外

リ ー ス 契 約 内 容	資 産 を 貸 し て い る 方	資 産 を 借 り て い る 方
通常の賃貸借契約によるリース資産	○	×
割賦販売にあたるようなリース資産	×	○

※平成 19 年度税制改正により、平成 20 年 4 月 1 日以降に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は国税の税務会計処理方法が変更されましたが、固定資産税においては、従来どおり資産を貸している方の申告が必要です。

※所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方が申告してください。

(7) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは、4～5 ページ＜家屋と償却資産の区分表＞をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けした内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱い
ます。（賃借人（テナント）等とは、家屋の所有者以外の者をいいます。）

賃借人（テナント）等が取り付けした内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、賃借人（テナント）
等が償却資産として申告してください。

＜家屋と償却資産の区分表＞ 下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と施設等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却 資産	家屋	償却 資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎
	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源等施設		◎		◎
	中央監視装置	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント 設備、照明器 具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設 備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設 備	集合玄関機※、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ (ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務 用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器等)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用 等)	○			◎
		中央式給湯設備				

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と施設等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
給排水衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	衛生設備	屋内の配管等	○			◎
		設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消化器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
空調設備	空調設備	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
		ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	換気設備	上記以外の設備	○			◎
		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
その他の設備等	駐車場設備	上記以外の設備	○			◎
		機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算器、駐車券発券機、カーゲート、フラPPERゲート等		◎		◎
	運搬設備	工事用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐車設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀、緑化施設等)		◎		◎

※平成 26 年 12 月 31 日以前に取得した集合玄関機等は、家屋と設備等の所有関係にかかわらず、償却資産の対象となります。

4. 提出していただく書類

(1) 償却資産申告書（提出用）

申告書が送付されたすべての方の提出が必要となりますので、（自社電算により独自の用紙を使用される方も含みます。）次の①～③の場合でも必ず提出してください。詳しくは、10 ページの記入例を参考に作成し必ず提出してください。

① 前年中に資産の増減がない場合

「償却資産申告書」の（18）備考欄に「増減なし」と記載して提出してください。

② 1月1日現在、すでに廃業または解散等をしている場合

「償却資産申告書」の（18）備考欄に「令和 年 月 廃業・廃止・解散・転出等」を記載して提出してください。

③ 償却資産申告書が送られてきた方で、該当する償却資産を所有していない場合

「償却資産申告書」の（18）備考欄に「該当資産なし」と記載して提出してください。

(2) 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（提出用 A・B）

増加資産のある場合や全資産申告をされる方、初めて申告をされる方は 12 ページの記入例を参考に作成し必ず提出してください。

(3) 「種類別明細書（減少資産・内容修正資産用）兼前年度課税明細書」（提出用 A・B）

14 ページの記入例を参考に作成し提出してください。所有資産の減少や移動、内容修正等があった場合は、漏れの無いよう必ず記載してください。

※郵送で申告をされる方で「償却資産申告書」の控用に受付印が必要な方は、控用も一緒にお送りください。

その際、返信用封筒に切手を貼って同封くださるようお願いいたします。

※自社電算により申告をされる場合は、翌年度以降も継続して自社電算で申告書を提出していただける方で、次に示す①～③の要件をすべて満たしていただく必要があります。

① 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」が総務省令で定める様式であること。

② 全資産について1月1日現在の「評価額」を記載していただくこと。

③ 「全資産」「増加資産及び減少資産」の明細が添付されていること。

※自社電算により申告をされる場合でも、日光市が送付した「償却資産申告書」を併せて提出してくださるようお願いいたします。

5. 税額の計算方法

(1) 課税標準額の計算

受付をした申告書の内容に基づき評価額を計算のうえ、価格を決定し、課税標準額を計算します。課税標準額は令和7年1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録された価格です。

① 償却資産一品ごとの取得価額（初年度）又は前年度の評価額に、耐用年数ごとの減価残存率をかけて『評価額』を算出します。

② ①により計算した償却資産について『評価額』を合計します。

③ 合計した評価額が、その事業者の「決定価格」＝『課税標準額』になります。

※課税標準の特例等が適用される場合には、

「決定価格」課税標準の特例減少額＝『課税標準額』になります。

〈評価額の算出方法〉

○ 前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{前年中取得の資産の減価残存率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

取得価額には、その資産を取得するのに必要な費用（据付、運搬費等）を含みます。

○ 前年前に取得した資産

$$\boxed{\text{前年度評価額}} \times \boxed{\text{前年前取得の資産の減価残存率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の 5%になるまで償却します。評価額が取得価額の 5%未満になる場合は、5%相当額が評価額になります。

耐用年数ごとの原価残存率

耐用年数	減価率 (r)	原価残存率		耐用年数	減価率 (r)	原価残存率		耐用年数	減価率 (r)	原価残存率	
		前年中取得の資産	前年前取得の資産			前年中取得の資産	前年前取得の資産			前年中取得の資産	前年前取得の資産
		$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$
—	—	—	—	11	0.189	0.905	0.810	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

※固定資産（償却資産）の評価では旧定率法のものを用います。国税（法人税等）で用いている定率法ではありませんのでご注意ください。

【計算例】

取得価額：250,000 円、取得年月：2024（令和 6）年 9 月、耐用年数：4 年 パソコンの場合

2025（令和 7）年度 = $250,000 \times (\text{前年中取得：} 0.781) = 195,250 \text{ 円}$

2026（令和 8）年度 = $195,250 \times (\text{前年前取得：} 0.562) = 109,730 \text{ 円}$

2027（令和 9）年度 = $109,730 \times 0.562 = 61,668 \text{ 円}$

2028（令和 10）年度 = $61,668 \times 0.562 = 34,657 \text{ 円}$

2029（令和 11）年度 = $34,657 \times 0.562 = 19,477 \text{ 円}$

2030（令和 12）年度 = $19,477 \times 0.562 = 10,946 \text{ 円} < 12,500 \text{ 円}$

※2030（令和 12）年度で算出額が取得価額の 5%（12,500 円）より小さくなりますので、
2030（令和 12）年度以降は 12,500 円が評価額となります。

(2) 税額の計算

課税標準額に税率をかけて税額を計算します。

課税標準額（1,000 円未満切り捨て） × 税率（100 分の 1.4） ＝ 税額（100 円未満切り捨て）

※課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

なお、免税点の判定（150 万円未満となるかどうか）は、本市で計算した結果によりますので、償却資産の多少（資産がない場合も含みます）にかかわらず申告してください。

6. 国税との主な違いについて

項 目	固定資産税(償却資産)の取り扱い	国税の取り扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	法 人 : 事業年度
		個 人 : 暦 年
減 価 償 却 の 方 法	定率法でのみ(減価率は「旧定率法」で使用する償却率と同じ)	○定額法、定率法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産は「旧定率法」 ・平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した資産は「定率法」(250%定率法) ・平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した資産は「定率法」(200%定率法)
前年中の新規取得資産	半 年 償 却 (1 / 2)	月 割 償 却
特別償却・割増償却	認 め ら れ ま せ ン	認 め ら れ ま す
増加償却・陳腐化償却	認 め ら れ ま す (※ 1)	認 め ら れ ま す
圧 縮 記 帳	認 め ら れ ま せ ン (※ 2)	認 め ら れ ま す
評価額の最低限度額	取得価格の 100 分の 5	残 存 簿 価 1 円
改良費	区 分 評 価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します)	原 則 区 分 評 価
少 額 減 価 償 却 資 産 の 即 時 償 却	適 用 さ れ ま せ ン (※ 3)	適 用 さ れ ま す

- ※1 耐用年数の短縮、増加償却及び陳腐化償却の適用を受けた資産がある場合は、税務署長又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書とともに提出してください。（この場合、申告書提出前に必ずご連絡ください。）
- ※2 圧縮記帳は固定資産税においては認められていませんので、圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価額にて申告をしていただくこととなります。
- ※3 中小企業者等が取得した少額減価償却資産（取得価額 30 万円未満の資産）について、即時償却制度（租税特別措置法）は固定資産税においては認められていません。

7. 固定資産課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録されます。平成15年度から新たに閲覧制度が創設され、新年度の価格等を台帳に登録した旨を市長が公示した日からいつでも台帳の閲覧が可能になりました。

8. 実地調査について

(1) 実地調査及び帳簿確認調査について

日光市では、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、実地調査及び帳簿確認調査を順次進めています。所有されている償却資産について、職員が事業所等にお伺いしたり、電話や文書にて帳簿（「固定資産台帳」、「減価償却費明細書」、「貸借対照表」等の書類）のご提出をお願いしたりすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、その際に、申告がなされていない資産があったり、申告内容に誤りがあったりした場合は、修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく資産の取得年に応じて過年度に遡って課税させていただくこともあります（現年度を含め最大5年度）ので、あらかじめご承知おきください。

(2) 申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び日光市税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされますと同法第385条の規定により懲役または罰金刑に処されることがあります。

9. 提出期限 令和7年1月31日（金）

窓口（日光市役所本庁舎2階22番窓口）での受付は、令和7年1月6日（月）から開始いたします。混雑が予想されますので、できるだけ早めに提出をお願いいたします。

※提出は、各行政センター市民サービス係でも受付けております。

10. 申告書提出先及び問い合わせ先

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

日光市役所 財務部 税務課 資産税係

TEL 0288-21-5114

FAX 0288-21-5128

○償却資産申告書の記載要領

- (1) 「種類別明細書」は複写式になっており 1、2 枚目は提出用、3 枚目は控用です。
1、2 枚目（提出用）を提出してください。
- (2) 「償却資産申告書」には、令和 7 年 1 月 1 日現在における総ての資産の価格について記載し、「種類別明細書」には令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に増加・減少した資産について記載してください。
資産に増減が無い場合でも備考欄に「前年中異動なし」と記載のうえ必ず申告してください。
- (3) 本年度はじめて申告される事業所については全資産申告してください。
- (4) 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の各欄の記載の仕方
「※所有者コード」欄
種類別明細書に出力された所有者コードを記載してください。
なお、本年度はじめて申告される場合は記載する必要はありません。

「1 住所（又は納税通知書送付先）」欄
住所（又は納税通知書送付先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。

「2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）」欄
氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。
なお、所有者が法人の場合、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。

「3 個人番号または法人番号」欄
所有者の個人番号または法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側 1 文字あけて記載してください。

「4 事業種目（資本金の額）」欄
事業種目を具体的に記載してください。（例えば「自動車部品製造業」等）2 以上の事業を行う場合には、それぞれ記載し主たる事業種目に○印を付してください。
また、法人にあっては、資本金または出資金等の金額を記載してください。

「5 事業開始年月」欄
本市において事業を開始した年月を記載してください。

「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄
この申告に応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

「7 税理士等の氏名」欄
経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

「8 短縮耐用年数の承認」欄

国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」に該当する場合は「承認書」の写を添付してください。

「9 増加償却の届出」欄

税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」に該当する場合は「届出書」の写を添付してください。

「10 非課税該当資産」欄

非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

「11 課税標準の特例」欄

課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

「12 特別償却又は圧縮記帳」欄

租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。

償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。

「13 税務会計上の償却方法」欄

税務会計上の償却方法について該当する方を○で囲んでください。

「14 青色申告」欄

法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。

「15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地」欄

本市における事業所の所在地を記載してください。

事業所の所在地が1か所だけでその所在地が「1 住所（又は納税通知書送付先）」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません

「16 借用資産（有・無）」欄

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

なお、借用資産がある場合には貸主の名称を記載してください。

「17 事業所用家屋の所有区分」欄

事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

- ①「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称
- ②償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事情があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度。
- ③前年中に所有者の住所、氏名又は名称に異動があった場合の異動年月日および旧住所、旧氏名または旧名称。
- ④納税管理人を定めている場合は、その者の住所氏名。

「前年に取得したもの（イ）」には、令和 6 年度償却申告書の「（イ）－（ロ）＋（ハ）」の欄の額を記載してください。また、「前年中減少したもの（ロ）」「前年中取得したもの（ハ）」には種類別明細書に記載した、減少資産、増加資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。「計（ニ）」には算式により算出した額を記載してください。

記載する必要はありません。

なお、本年度はじめて申告される場合は全資産申告してください。

この欄は記載する必要はありません。

なお、本年度はじめて申告される場合は記載する必要はありません。

「所有者名」欄

氏名又は名称を記載してください。また、この「種別明細書（増加資産・全資産用）」について 3 枚のうち 2 枚目というようにページ数を記載してください。

「資産の種類」欄

1 から 6 まで該当する資産の種類コードを記載してください。

「数量」欄

資産の数量を記載してください。

「取得年月（年号・年・月）」欄

資産を取得した年月を記載してください。年号については、昭和を「3」平成を「4」令和を「5」と記載してください。

「取得価額（イ）」欄

償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するため直接要した費用を含む。）を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

「耐用年数」欄

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 から別表第 6 まで（別表第 3 及び第 4 を除く）に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

「増加事由」欄

資産が増加した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

「概要」欄

次のような事項を記載してください。

- ① 非課税又は課税標準の特例が適用される資産は、その適用条項（例、地方税法第 349 条の 3 第 1 項）。
- ② 割賦販売資産等地方税法第 342 条第 3 項の規定の適用がある資産は、その適用条項と売主の名称。
- ③ 耐用年数の変更があった場合には、その旨を表示。
- ④ 短縮耐用年数を適用している資産は、その旨の表示。
- ⑤ 増加償却を行っている資産は、その旨の表示。（例、増加償却割合 50%の場合 50）

(6)「種類別明細書（減少資産用）」の各欄の記載のしかた
 全資産申告する場合は記載する必要はありません。
 申告済資産のうち、令和 6 年中に売却、滅失又は他へ移動した資産について記載してください。

記載例

令和 7 年度										種 類 別 明 細 書（減少資産用）										所 有 者 名		3枚のうち
所 有 者 コー ド																						2 枚 目
1234567																						
行 番 号	資 産 の 種 類	抹消コード	資 産 の 名 称 等							数 量	取得年月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要	
											年 号	年	月				1売却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部			
012		19	センパン							13	4	8	07	十億 百万 千 円 1,060,000	10		①・2・3・4	①・2				
026		221	カナガタ							23	5	6	11	200,000	02		①・2・3・4	1・②	取得価額50万円(数量5)のうち20万円(数量2)減少			
↔																						
この欄は記載する必要はありません。																						

この欄は記載する必要はありません。

「※所有者コード」欄
 種類別明細書に出力された所有者コードを記載してください。

「※所有者氏名」欄
 氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（減少資産用）」について、3 枚のうち 2 枚目というようにページ数を付けてください。

「資産の種類」欄
 種類別明細書に出力されたもののうち減少した資産の種類コードを記載してください。

「抹消コード」欄
 種類別明細書に出力されたもののうち減少した資産の資産コードを記載してください。

「資産の名称等」欄
 種類別明細書に出力された資産の名称等を記載してください。

「数量」欄
 減少した資産の数量を記載してください。
 （例、5 個のうち 2 個減少させる場合は「2」と記載してください。また、金額のみ減少させる場合には数量 0（ゼロ）と記載してください。）

「取得年月（年号・年・月）」欄
 種類別明細書に出力された取得年月、年号を記載してください。

「取得価額」欄
 数量において減少させた戸数に対しての取得価額（減少額）を記載してください。

「耐用年数」欄

種類別明細書に出力された取得年月、年号を記載してください。

「申告年度」欄

記載する必要はありません。

「減少の事由及び区分」欄

それぞれ該当する事由及び区分の番号を○で囲んでください。

「概要」欄

減少の区分が「2.一部」に該当する場合には、次のように記載してください。

(例、取得価額 50 万円 (数量 5) のうち 20 万円 (数量 2) 減少)

○その他

- ・ (控) は次年度以降申告の際に必要なですから大切に保存してください。
- ・ 用紙の不足又は申告等において不明な点がありましたら係までお問い合わせください。
- ・ 種類別明細書 (増減資産用) につきましては、コンピューター入力に用いるため、丁寧に記入していただきますようご協力のほどよろしくお願いします。

～電子申告「eLTAX (エルタックス)」について～

日光市では、インターネット (地方税ポータルシステム「eLTAX」) を利用した、償却資産の申告を受け付けています。

インターネット経由で申告手続きを行うシステムで、「全資産申告」、「増加資産／減少資産申告」、「修正申告」をすることができます。

(1) 利用できる方

償却資産の申告が必要な方及び税理士並びに税理士法人等の税理士業務を行う方で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。

(2) 利用方法

- ① パソコンとインターネットへの接続が可能な環境が必要です。
- ② (社)地方税電子化協議会が認めた電子証明書を取得します (電子証明書の種類によっては IC カードリーダー・ライターが必要となる場合もあります。)
- ③ 下記「eLTAX」のホームページから利用届出を行います。
- ④ 電子メールで利用者 ID 等が記載された通知が届きます。
- ⑤ 専用ソフト「PCdesk」をダウンロードし、インストールを行います。
(市販されている税務・会計ソフトでも「eLTAX」を利用できるものがあります。)
- ⑥ 申告データを作成し送信します。詳しくは「eLTAX」のホームページをご確認ください。

(<https://www.eltax.lta.go.jp>)